

E U諸国等から日本向けに輸出される牛肉等の家畜衛生条件の停止について

平成12年12月22日 12動検甲第1747号

B S E 侵入防止に万全を期すため、牛肉等（牛肉、牛臓器、加熱処理肉、加熱処理臓器、牛肉及び牛臓器を原料とした加工品、牛精液、牛受精卵、牛未受精卵）の輸入停止措置を講じることとして、平成13年1月1日から当分の間、別紙の各家畜衛生条件の全部又は一部の効力を停止する。

E U諸国等から日本向けに輸出されるめん羊肉、山羊肉等の家畜衛生条件の停止について

平成13年3月29日 12動検第2145号

B S E 侵入防止に万全を期すため、平成13年4月1日より、別紙の家畜衛生条件の一部の効力を停止するとともにE U諸国等からめん羊及び山羊並びにそれら動物由来の肉等（肉、臓器、加熱処理肉、加熱処理臓器、肉及び臓器を原料とした加工品、精液、受精卵、未受精卵）の輸入を停止する。



15消安第5419号

平成16年3月4日

動物検疫所長 殿

消費・安全局

衛生管理課長

牛海綿状脳症（BSE）発生国からの牛受精卵の輸入にかかる食品健康影響  
評価の結果及び輸入停止措置の解除について

牛海綿状脳症（BSE）の発生国からの牛受精卵の輸入については、平成15年10月31日付け消安第3007号により、別添のとおり食品安全委員会に対し食品影響評価を要請し、平成16年1月15日付け府食第43号により別紙のとおり結果が通知されたのでお知らせする。

なお、これを受け、BSE発生国からの牛受精卵については、当該受精卵が以下を満たすことを条件として、我が国への輸入停止措置を解除することとしたので、御了知願いたい。

1. 輸出国では、BSEが届出伝染病に指定されていること。
2. 受精卵が国際受精卵移植学会（IETS）の勧告に従って、採取・取り扱われたものであること。
3. 受精卵供与牛がBSEの患畜または疑似患畜ではないこと。